

# 聖学院大学大学院学則

# 聖学院大学大学院学則

## 第1章 設立及び目的

第1条 聖学院大学大学院（以下「本大学院」という。）の法的設置者は、「基督教会」（ディサイブルス派）の伝統のもとに設立された学校法人聖学院である。

2 本大学院は、学校法人聖学院の最高学府として、プロテスタント・キリスト教の精神に基づき、自由と敬虔の学風の中で、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、真理の深奥をきわめることを通して、民主的社会人としての良識と国際化した現代社会に対する見識とを持ち、かつ精神（靈）的、知的、実践的に成熟した有為の人間を育成し、文化の進展と人類世界の福祉及び平和に寄与することを目的とする。

## 第2章 課程、研究科、専攻及び定員

第2条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

第3条 修士課程の標準修業年限は2年とし、博士課程の標準修業年限は5年とする。

2 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程を修士課程として取り扱うものとする。

3 本大学院の在学年数は休学期間を除き、修士課程及び博士前期課程においては4年、博士後期課程にあっては6年を超えることができない。

第4条 本大学院の研究科及び定員は次のとおりとする。

（研究科名）	（課程）	（専攻名）	（入学定員）	（収容定員）
政治政策学研究科	修士課程	政治政策学専攻	10名	20名
アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科	博士前期課程	アメリカ・ヨーロッパ文化学専攻	5名	10名
	博士後期課程	アメリカ・ヨーロッパ文化学専攻	5名	15名
〈小計〉			10名	25名
人間福祉学研究科	修士課程	人間福祉学専攻	10名	20名

## 第3章 大学院及び研究科の組織及び目的

第5条 政治政策学研究科は、聖学院大学（以下「本大学」という。）政治経済学部及び聖学院大学総合研究所（以下「本研究所」という。）を基礎として設置される。

2 アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科は、本大学人文学部及び本研究所を基礎として設置される。

3 人間福祉学研究科は、本大学人間福祉学部及び本研究所を基礎として設置される。

4 本大学院各研究科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別に定める。

第6条 本大学院に次の教職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 教授、准教授、講師、助教、助手
- (4) 事務職員その他必要な職員

2 本大学院は必要に応じて客員の教授、准教授又は講師及び特命教授を置くことができる。

第7条 本大学院における授業科目の担当は、教授、准教授、客員教授、特命教授、客員准教授又は非常勤講師が行う。ただし、特別の事情があるときは、講師又は客員講師が行うことができる。

2 本大学院における研究指導（以下「指導」という。）は、教授が行う。ただし、特別の事情があるときは准

教授又は客員教授、特命教授が行うことができる。

第8条 本大学院の各研究科に研究科委員会を置き、次の各号の一に該当する者をもって組織する。

(1) 研究科長

(2) 研究科の授業科目及び研究指導を担当する専任の教授のうち、学長が指名する者

(3) 研究科の授業科目を担当する専任の准教授又は講師のうち、学長が指名する者

2 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

3 理事長、院長、学長、聖学院大学キリスト教センター（以下「キリスト教センター」という。）所長、大学チャプレン及び聖学院大学総合図書館（以下「総合図書館」という。）長並びに研究所長は、必要に応じて研究科委員会へ出席することができる。

4 政治経済学部長は政治政策学研究科委員会に、人文学部長はアメリカ・ヨーロッパ文化学研究科委員会に、人間福祉学部長は人間福祉学研究科委員会へそれぞれ出席することができる。

5 客員教授及び特命教授は、研究科委員会が必要と認めたときは、研究科委員会に陪席することができる。

6 学長又は研究科長の指名した事務職員は、研究科委員会に陪席することができる。

第8条の2 各研究科の研究科委員会は合同で開催することができる。2前項の委員会を大学院構想・総合研究所委員会と称し、学長が議長を務める。

第9条 研究科委員会は、学長が次の事項について決定を行うに当たり、これを審議し、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 本大学院における教育研究に関するその他の重要な事項で、研究科委員会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 学長は、前項第3号の事項を定めるに当たっては、研究科長及び研究科委員会の意見を参酌し、その定めた事項を書面の交付その他の方法により研究科委員会に周知するものとする。

3 研究科委員会は、第1項に定めるもののほか、学長及び研究科長がつかさどる本大学院の教育研究に関する事項について審議し、意見を述べることができる。

第10条 キリスト教センターは、本大学院の宗務を担当する。2総合図書館は、本大学院の図書管理を担当する。3学事局の大学院担当職員は、本大学院の事務を執り行う。

#### 第4章 学年、学期及び休業日

第11条 学年は4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条の2 本大学院の創立記念日を10月31日（宗教改革記念日）とする。

第12条 学年を次の2学期に分ける。春学期4月1日から9月30日まで秋学期10月1日から3月31日まで

2 学長は必要がある場合、春学期、秋学期の期間を変更することができる。

第13条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) クリスマス12月25日

(4) 夏期、冬期及び春期休業については、別に定める。

2 学長は必要がある場合、休業日若しくは休業期間を変更し、又は、臨時に休業日を定めることができる。

#### 第5章 入学

第14条 入学の時期は、毎学年の初めとする。研究科委員会が教育上支障がないと認めたとき、又は再入学及び転入学については、入学の時期を学期の初めとすることができる。

第15条 本大学院修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学（短期大学を除く。以下この条において同様とする。）を卒業した者

- (2) 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 文部科学大臣の指定した者
  - (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
  - (6) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 本大学院博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位を得た者
  - (2) 外国において、修士の学位又はこれに相当する学位を得た者
  - (3) 文部科学大臣の指定した者
  - (4) 本大学院において、修士の学位を得た者と同等以上の学力があると認めた者

第16条 入学志願者は、入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて指定の期日までに本大学院に提出しなければならない。

第17条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

第18条 前条の選考の結果合格の通知を受けた者は、誓約書、住民票抄本、その他本大学院が必要とする書類とともに、入学金及び所定の学費を添えて、指定の期日までに入学手続きを完了しなければならない。

2 学長は入学手続きを完了した者に対し、研究科委員会の議を経て入学を許可する。

第19条 他の大学院に在学する者で、本大学院に転入学を志願する者に対しては、欠員のある場合に限り、研究科委員会の議を経て選考のうえこれを許可することがある。

第20条 削除

## 第6章 教育課程及び履修方法等

第21条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行う。

第22条 授業科目及びその単位数は、別表第Iのとおりとする。

2 授業科目の履修方法及び授業科目の単位計算方法については、研究科において別に定める。

3 研究科委員会は、学生の履修を指導するために、各学年毎に指導教員を定めるものとする。

第23条 履修した授業科目の単位修得の認定は、試験その他の方法により担当教員が行う。

第24条 授業科目の成績の評価は、S、A、B、C、D、Iの6段階をもってし、S、A、B、Cを合格とし、合格した授業科目については、所定の単位を与える。

第25条 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第26条 研究科において、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（以下「他大学院等」という。）との協議に基づき、学生が1年間を限度として、当該他大学院等において必要な指導を受けることを認めることができる。

第27条 研究科において、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該他大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、履修した授業科目により修得した単位については、研究科委員会の議を経て、10単位を限度として、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第28条 当該研究科において、教育研究上有益と認めるときは、他の研究科の授業科目を履修させ、これを第29条に規定する単位に充当することができる。

2 当該研究科において、教育研究上有益と認めるときは、学生が入学する前に本大学院または他大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（聖学院大学学則34条に規定する単位として算入したものと除く）を、研究科委員会の議を経て本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項に規定する学修は、前条第2項の単位数と併せて10単位を限度として修了単位として認めることができる。

## 第7章 課程修了、学位及び資格

- 第29条 本大学院の修士課程又は博士前期課程の修了を研究科委員会の議を経て認定する為には、当該課程に2年以上在学し所定の単位を修得し、かつ、必要な指導を受けたうえ、当該研究科委員会の議を経て定める修士課程又は博士前期課程の目的に応じ、修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、所定の単位を修得し、優れた業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 本大学院の博士後期課程の修了を研究科委員会が認定する為には、当該課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、聖学院大学大学院学位規程に定める博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院に3年（修士課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
- 3 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了を研究科委員会が認定する為には、修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、聖学院大学大学院学位規程に定める博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
- 4 第2項及び前項の規定にかかわらず、第15条第2項第4号の規定により、博士後期課程への入学資格に關し修士の学位を得た者と同等以上の学力があると認められた者の博士後期課程の修了を研究科委員会が認定する為には、修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、聖学院大学大学院学位規程に定める博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 第30条 研究科委員会において第29条に定める要件を充したと認められる者に対し、学長により学位を授与する。
- 2 本大学院の学生以外の者が論文を提出して博士の学位を得ようとするときは、本大学院課程に準ずる審査を経て、博士の学位を授与することができる。
- 3 本大学院において授与する学位は次のとおりである。

政治政策学研究科修士課程	政治政策学専攻	修士（政治学）
アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士前期課程	アメリカ・ヨーロッパ文化学専攻	修士（アメリカ・ヨーロッパ文化学）
アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士後期課程	アメリカ・ヨーロッパ文化学専攻	博士（学術）
人間福祉学研究科修士課程	人間福祉学専攻	修士（人間福祉学）

- 第31条 高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科にかかる高等学校専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 第32条 本大学院の研究科において取得できる高等学校専修免許状の免許教科の種類は、次のとおりとする。
- |          |         |             |
|----------|---------|-------------|
| (研究科名)   | (専攻名)   | (高等学校専修免許状) |
| 政治政策学研究科 | 政治政策学専攻 | 公民科         |

## 第8章 厚生施設

- 第33条 本大学院の教職員及び学生は、本大学の厚生施設を使用することができる。

## 第9章 研究生、科目等履修生、特別研修生、特別聴講生、外国人留学生及び長期履修生

- 第34条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、大学院研究生として入学を許可することができる。
- 2 大学院研究生を志願することのできる者は、本大学院を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 本大学院研究生の在学期間は1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、期間延長を願い出ることが

できる。本大学院研究生は、指導教員の個人指導を受けるものとする。

第35条 本大学院において特定の授業科目を受講することを志願する者があるときは、研究科の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の在学期間は1学期又は1年とする。

第36条 本大学院において特定の課題についての指導を受けることを志願する者があるときは、研究科の教育に支障のない場合に限り、特別研修生として入学を許可することがある。

2 特別研修生の在学期間は1年とする。

第37条 他大学院等の学生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学院等との協議に基づき、特別聴講生として入学を許可することができる。

第38条 外国人で、本大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、本大学及び本研究所における日本語科目及び日本事情に関する科目を受講させることができる。

第38条の2 本大学院の修士課程又は博士前期課程において、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限の2年を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修する場合は、長期履修生として入学を許可することができる。

2 長期履修生の在学期間は3年又は4年とする。

3 長期履修生に関する規則は、別に定める。

第39条 研究生、科目等履修生、特別研修生及び特別聴講生に関する規則は、別に定める。

2 外国人留学生に対しては、本学則を準用する。

## 第10章 検定料、入学金及び学費

第40条 検定料、入学金及び授業料その他の諸費（以下「学費」という。）は、別表第IIのとおりとする。

第41条 学費は、年額の2分の1ずつ春学期、秋学期2期に分け、本大学院が指定する期間内に納付しなければならない。

2 修業年限超過者の学費については、別に定める。

3 留学及び再入学を許可された者の学費については、別に定める。

第42条 休学した者の学費は、休学が全学期にわたったときは、当該学期分の半額、休学が学期途中からであったときは、当該学期分の全額を納付しなければならない。

2 復学したときは学費の全額を納付しなければならない。

第43条 学年の中途で卒業する見込みの者の学費については別に定める。

第44条 学期の中途で退学又は除籍された者は、当該学期分の学費を納付しなければならない。

第45条 停学を命じられた者の当該学期分の学費は、全額徴収する。

第46条 大学院研究生、科目等履修生、特別研修生、大学院特別聴講生及び大学院長期履修生の検定料、入学金、学費については別に定める。

第47条 納付された検定料、入学金、学費は返付しない。

## 第11章 雜則

第48条 この学則に定めるもののほか、本大学院学生に関し必要な事項は大学学則の規定を準用する。

2 大学学則をこの学則に準用する場合は、「学部」を「研究科」また「学部教授会」を「研究科委員会」と読み替えるものとする。

## 附 則

この学則は、文部省の認可の日（平成7年12月22日）から施行する。

この学則は、1996年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、1998年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、文部省の認可の日（平成10年12月22日）から施行し、1999年4月1日から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、文部省の承認の日（平成12年12月21日）から施行し、2001年4月1日から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、2001年4月23日から施行し、2001年4月1日から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、文部科学省の認可の日（平成17年12月5日）から施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、2006年4月1日から施行する。ただし、施設費は第40条にかかわらず2005年度秋学期入学生より適用し、2006年4月1日からは在校生も適用する。

附 則

この学則の一部改正は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、2008年3月24日から施行し、2008年1月1日から適用する。附則この学則の一部改正は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、2010年4月1日から施行する。附則この学則の一部改正は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、2014年9月29日から施行し、2014年4月1日から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正（第28条第2項）は、2017年4月1日から施行する。

# 聖学院大学大学院学位規程

# 聖学院大学大学院学位規程

## (趣旨)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、聖学院大学大学院（以下「本大学院」という。）が授与する学位については、本大学院学則に定めるもののほか、この規定に定めるところによる。  
(学位の名称及び付記する専攻分野)

第2条 本大学院において授与する学位及び付記する専攻分野は、次のとおりとする。

政治政策学研究科 修士（政治学）

アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科 修士（アメリカ・ヨーロッパ文化学）

博士（学術）、英語表記（Ph.D.）

人間福祉学研究科 修士（人間福祉学）

## (学位の授与及び人材養成目的)

第3条 本大学院の課程を修了した者には、本大学院学則の定めるところにより、修士及び博士の学位を授与する。

2 前項に定める者のほか、博士の学位は、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

3 前項の学位授与に基づく、各研究科の人材養成目的を以下に定める。

(1) 政治政策学研究科は、課題の発見や立案などに関する専門知識及び幅広い教養と豊かな精神を高め、かつ専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を有する人材の養成を目指す。

(2) アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士前期課程は、アメリカ・ヨーロッパ文化の深層理解に立ち、学問的に対応できる能力と幅広い教養を高め、かつ専攻分野における研究能力又は高度な専門性を要する職業に必要な能力を有する人材の養成を目指す。

(3) アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士後期課程は、新しいアメリカ・ヨーロッパ文化学の構築を目的とし、自立した専門的研究活動を遂行する能力を涵養するとともに、高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する人材の養成を目指す。

(4) 人間福祉学研究科は、政策学的視野と包括的なケアの専門知識を習得し、人間学的基礎の上に福祉文化の形成を担う豊かな精神を養うとともに、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を有する人材の養成を目指す。

## (論文の提出)

第4条 前条の規定により本大学院において学位論文の審査を願い出ようとする者は、所定の学位申請書に、学位論文及びその要旨を添え、学長に申請する。

2 学位論文及びその要旨は、審査に必要な部数を提出するものとする。

3 受理した学位論文は、いかなる理由があっても返還しない。

## (課程による者の博士の学位)

第5条 本大学院において、所定の課程を終えて、博士の学位を受けようとする者は、博士の学位論文審査申請の前に、所定の博士論文予備審査願に学位論文及びその要旨を添え、予備審査を願い出なければならない。

2 博士論文予備審査にあたっては、学位論文の審査を願い出た者の指導教員を主査とし、他に副査として2名以上の教員等からなる予備審査会を設ける。

3 課程による者の博士の学位論文提出は在学中でなければならない。

## (課程を経ない者の博士の学位)

第6条 第3条第2項により博士の学位を申請しようとする者は、博士の学位論文審査申請の前に、所定の博士論文予備審査願と履歴書に学位論文及びその要旨を添え、予備審査を願い出なければならない。

2 博士論文予備審査にあたっては、学長が指名する教員を主査とし、他に1名以上の教員等からなる予備審

査会を設ける。

3 前項の予備審査会で博士の学位論文の審査を許可された者は、学位申請書・論文の内容の要旨・論文目録・履歴書及び所定の論文審査料を添えて、論文を学長に提出しなければならない。

4 前項に基づく博士の学位を申請する者に対する論文審査料は次の各号による。

- |   |          |
|---|----------|
| (1) 本大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の要件を満たして退学した者が、退学後5年を経て論文を提出する場合 | 100,000円 |
| (2) 本大学院博士後期課程を経ない者が論文を提出する場合                             | 200,000円 |
| (3) 本学院の専任教職員が論文を提出する場合                                   | 100,000円 |

5 第3条第2項の学力の確認は、筆答または口答によるものとする。

6 論文審査料は還付しない。

(論文の審査付託)

第7条 学長は、学位論文を受理したときは、研究科委員会にその論文の審査を付託する。

(審査委員会)

第8条 前条の規定により学位論文の審査を付託された研究科委員会は、課程による学位論文の審査を願い出した者の指導教員を主査とし、他に、副査として修士においては2名、博士においては2名以上の教員等からなる審査委員会を設ける。

2 課程を経ない者の博士の学位論文の審査については、学長が指名する教員を主査とし、他に2名以上の教員等からなる審査委員会を設ける。

(論文の審査及び試験)

第9条 審査委員会は、学位論文の審査にあたり、口述試験を行う。

(論文の審査の協力)

第10条 学位論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(審査の期間)

第11条 審査委員会は、修士の学位についてはその申請を受理した学期末までに、博士の学位についてはその申請を受理してから1年以内に、学位論文審査を終了しなければならない。

(審査委員会の報告)

第12条 審査委員会は、学位論文の審査が終了したときは、学位論文及びその要旨と共に直ちに学位論文審査結果に学位授与の可否の意見を添え、研究科委員会に文書により報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第13条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決をするときには、委員全員の4分の3以上の出席を必要とする。

3 学位の授与を決定するときには、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(研究科長の報告)

第14条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第15条 学長は、第13条の議決に基づいて学位授与が可とされた者に対し、所定の学位記を授与する。

2 学位授与が否とされた者には、その旨を通知する。

(学位の名称の使用)

第16条 本規程により学位を授与された者が学位の称号を用いるときは、これに本大学院の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第17条 本規程により学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は研究科委員会の議を経て学位の授与を取り消し、この旨を公表するものとする。

2 研究科委員会が前項の議決をするには、第13条第2項及び第3項の規定と同数の委員の出席及び同意を必要とする。

(登録及び報告公表)

第18条 本大学院において学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録するものとする。

- 2 本大学院において博士の学位を授与したときは、学長は、当該学位を授与した日から3ヶ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

(論文要旨及び審査要旨の公表)

第19条 本大学院において博士の学位を授与したときは、学長は、当該学位を授与した日から3ヶ月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表する。

(論文の公表)

第20条 本大学院において博士の学位を授与された者は、当該博士学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表する。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、本大学院の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係わる論文の全文に代えてその内容を要約したものと公表することができる。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、原則として聖学院学術情報発信システム(SERVE)により行う。

第21条 学位記、学位申請関係及び博士論文予備審査関係書類の様式は、別に定める。

第22条 この規程の改正は、研究科委員会が発議し、大学教授会の議を経て、理事会の承認を得なければならぬ。

附 則

この規程は、1998年1月26日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、2001年1月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、2004年5月24日から施行し、2004年4月1日から適用する。

附 則

この規程の一部改正は、2007年10月29日から施行し、2007年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、2008年3月24日から施行し、2008年1月1日から適用する。

- 2 この規程の一部改正の施行の以前にアメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士学位を授与された者について、その学位記に付記された専攻分野の名称は、研究科委員会の承認がある場合、「学術」と付記することができる。

附 則

この規程の一部改正は、2013年7月22日から施行し、2013年4月1日から適用する。

附 則

この規程の一部改正は、2015年2月23日から施行し、2014年4月1日から適用する。